

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県花巻市諏訪104番地1

氏 名 花巻市清掃株式会社 代表取締役 伊藤 明子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 永井 榮一



許可の年月日 令和5年 2月17日

許可の有効年月日 令和10年 2月16日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物であるものを除く。)

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず (これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。)
- ・がれき類

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
別表のとおり

(以下、裏面記載)

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 2月17日 当初許可

平成 10年 2月17日 更新許可

平成 15年 2月17日 更新許可

平成 20年 2月17日 更新許可

平成 21年 6月10日 変更届出書受理（代表者を八重樫尚男から変更したこと。）

平成 21年 12月10日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くず、がれき類を追加したこと。

(2) 産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物を含む旨、追記したこと。

平成 25年 2月17日 更新許可

平成 29年 9月28日 事業範囲の変更許可（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。）、がれき類の積替え・保管を追加したこと。）

平成 30年 2月17日 更新許可

令和 5年 2月17日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

別表（積替え・保管施設の概要）

所在地：岩手県花巻市諏訪104番1及び107番1

施設区分	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	—	4.7512	3.24	—	建屋内、鋼製バスケット (1.8m × 0.9m × 1.0m、2個)
金属くず	—	2.3756	1.62	—	建屋内、鋼製バスケット (1.8m × 0.9m × 1.0m、1個)
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。）	—	2.3756	1.62	—	建屋内、鋼製バスケット (1.8m × 0.9m × 1.0m、1個)
廃蛍光管（廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずに限る。）の混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	—	2.3756	1.62	—	建屋内、鋼製バスケット (1.8m × 0.9m × 1.0m、1個)
廃電球（廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずに限る。）の混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	—	2.3756	1.62	—	建屋内、鋼製バスケット (1.8m × 0.9m × 1.0m、1個)
がれき類	—	2.3756	1.62	—	建屋内、鋼製バスケット (1.8m × 0.9m × 1.0m、1個)

以下余白